

残土等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例施行規則(昭和63年千葉市規則第39号)の全部を改正する。

- (趣旨)
- 第1条 この規則は、**千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例(平成9年千葉市条例第36号。以下「条例」という。)**の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(安全基準及び崩落等の防止に係る基準)
- 第2条 **条例第6条**の安全基準は、**別表第1**の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。
- 2 **前項**の安全基準に適合しているかどうかは、**別表第1**の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると思えられる場所において試料を採取し、それぞれ土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)別表測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。
- 3 **条例第8条第1項**の規則で定める基準は、**次の各号**に掲げる土砂等の埋立て等の区分に応じ、**当該各号**に定めるとおりとする。
- (1) **次号**に掲げる土砂等の埋立て等以外の土砂等の埋立て等 **別表第2**第3号から第5号まで
- (2) 土砂等の埋立て等が他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行うものであるもの **別表第3**第2号及び第3号
- (3) **前2号**に掲げる土砂等の埋立て等のうち、当該各号に定める基準によりがたいものとして市長が認めるもの 当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置として市長が認めるもの
(平成15規則69・平成22規則57・一部改正)
- (公共的団体の範囲)
- 第3条 **条例第9条第1項第1号**の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。
- (1) 独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、地方共同法人日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (2) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地方住宅供給公社
- (3) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき設立された地方道路公社
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (5) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により認可された土地改良区
- (6) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- (7) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき設立された国立大学法人及び大学共同利用機関法人
- (8) 国又は地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であつて、土壌の汚染又は災害の防止に関し、国又は地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けた者
- 2 **前項第8号**の規定による市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書(**様式第1号**)を市長に提出しなければならない。
- 3 **前項**の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 定款又は寄附行為の写し
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表
- 4 市長は、**第1項第8号**の規定により認定をしたときは公共的団体認定通知書(**様式第2号**)により、認定をしないこととしたときはその旨を書面により当該認定を申請した者に通知するものとする。
(平成11規則52・平成13規則64・平成15規則69・平成17規則9・平成17規則25・平成18規則35・平成20規則33・平成22規則57・平成23規則49・平成27規則10・平成31規則21・一部改正)

(許認可等を要する行為等に係る特定事業)

第3条の2 **条例第9条第1項第3号**の規則で定める特定事業は、**別表第4**に掲げる行為等に係る特定事業とする。

(平成22規則57・追加)

(適用除外の事業)

第3条の3 **条例第9条第1項第4号**の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う特定事業
- (2) 災害復旧のために必要な応急措置として行う特定事業
- (3) 法令若しくは**条例**又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う特定事業
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条の規定に基づく許可を受けた一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条の規定に基づく許可を受けた産業廃棄物の最終処分場において行う特定事業
- (5) **前4号**に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
(平成22規則57・追加)

(土地所有者等の同意)

第3条の4 **条例第9条の2第1項(条例第12条第1項及び条例第20条の3第1項)**において準用する場合を含む。)の規定による同意は、**条例第9条第1項**の許可の申請が、**条例第10条第1項**の規定によるものである場合にあっては特定事業区域内土地

使用同意書(**様式第2号の2**)により、**同条第2項**の規定によるものである場合にあっては特定事業(一時的たい積特定事業)区域内土地使用同意書(**様式第2号の3**)によらなければならない。

2 **前項**の規定にかかわらず、**条例第9条第1項**の許可を受けようとする特定事業が小規模埋立て等である場合は、**条例第10条第1項**の規定によるものである場合にあっては特定事業区域内(小規模)土地使用同意書(**様式第2号の4**)により、**同条第2項**の規定によるものである場合にあっては特定事業(小規模一時的たい積)区域内土地使用同意書(**様式第2号の5**)によらなければならない。

3 **条例第9条の2第2項(条例第12条第1項及び条例第20条の3第1項)**において準用する場合を含む。**次項**において同じ。)に規定する特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者は、特定事業区域内の土地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権を有する者とする。

4 **条例第9条の2第2項**の規定による同意は、特定事業場(特定事業区域を除く。)内の土地所有者の同意については特定事業場(特定事業区域を除く。)内土地使用同意書(**様式第2号の6**)により、特定事業区域内の土地につき当該特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者の同意については特定事業区域内施工同意書(**様式第2号の7**)によらなければならない。ただし、**同項**の規定による同意が確認できる書類の写しを提出する場合は、この限りでない。
(平成15規則69・追加、平成22規則57・旧第3条の2繰下・一部改正)

(説明会の開催等)

第3条の5 **条例第9条の3第1項**の規則で定めるものは、特定事業場の境界線からおおむね300メートル以内の地域において住所を有する者とする。

2 **条例第9条の3第1項**の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) **条例第9条第1項**の許可の申請をしようとする者及び特定事業に係る現場責任者の連絡先
- (2) その他市長が必要と認める事項
- 3 **条例第9条の3第1項**の規定により説明会を開催するときは、周辺住民の参集の便を十分考慮して開催の日時及び場所を定め、これらの事項をあらかじめ周辺住民に対し印刷物の配布、周辺住民の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により周知させなければならない。
- 4 **条例第9条の3第2項**の規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。
- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。
- (2) **条例第9条第1項**の許可の申請をしようとする者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。
- 5 **条例第9条の3第2項**の規則で定める方法は、周辺住民に対して、周知事項を記載した書面を配布し、又は送付する方法及び周辺住民の見やすい場所に、周知事項を掲示する方法とする。
(平成29規則7・追加)

(特定事業の許可の申請)

第4条 **条例第10条第1項**に規定する申請書は、特定事業許可申請書(**様式第3号**)とする。

2 **条例第10条第1項**の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 住民票の写し(申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)
- (2) 誓約書(**様式第3号の2**)
- (3) 申請者が**条例第11条第1項第1号カ**に規定する未成年者(以下「未成年者」という。)である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書及び役員(**同号イ**)に規定する役員をいう。以下同じ。)の住民票の写し)
- (4) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
- (5) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときにあっては、これらの者の住民票の写し
- (6) 申請者に**第4条の3**に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
- (7) 特定事業場の位置図及び付近の見取図
- (8) 特定事業場の平面図及び断面図(特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。)
- (9) 特定事業区域の平面図及び断面図(特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。)
- (10) 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面をいう。**次号**において同じ。)の写し
- (11) 特定事業区域の土地の公図の写し
- (12) 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに**第7項第2号**の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書(**様式第4号**)及び地質分析(濃度)結果証明書(**様式第5号**)。計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士(以下「環境計量士」という。)が発行したものに限る。以下同じ。)
- (13) 特定事業に使用される土砂等の量の計算書
- (14) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面
- (15) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図
- (16) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- (17) 特定事業の施工方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した特定事業施工計画書
- (18) 現場責任者であることを証する書面
- (19) **第3条の4第1項**に規定する特定事業区域内土地使用同意書又は**同条第2項**に規定する特定事業区域内(小規模)土地使用同意書並びに**同条第4項**に規定する特定事業場(特定事業区域を除く。)内土地使用同意書及び特定事業区域内施工同意書
- (20) 特定事業説明会等実施状況報告書(**様式第5号の2**)
- (21) 特定事業区域の土地の実測図
- (22) 特定事業場の土地の実測図
- (23) 土砂等の搬入経路図
- (24) その他市長が必要と認める書類及び図面
- 3 **条例第10条第1項第13号**の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定事業場の面積
- (2) 特定事業の目的
- (3) 関係書類等の縦覧場所
- (4) 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人の場合にあっては、名称、所在地並びに代表者及び役員の氏名)
- (5) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名
- (6) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときにあっては、これらの者の氏名
- (7) 申請者に**第4条の3**に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名

4 **条例第10条第2項**に規定する申請書は、特定事業(一時的たい積特定事業)許可申請書(**様式第6号**)とする。

5 **条例第10条第2項**の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) **第2項第1号**から**第7号**まで、**第10号**、**第11号**及び**第18号**に掲げる書類及び図面
- (2) 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図
- (3) 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、**第2項第12号**に掲げる書類及び図面
- (4) 特定事業場の平面図及び断面図(土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。)
- (5) 特定事業区域の平面図及び断面図(土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。)
- (6) **第3条の4第1項**に規定する特定事業(一時的たい積特定事業)区域内土地使用同意書又は**同条第2項**に規定する特定事業(小規模一時的たい積)区域内土地使用同意書並びに**同条第4項**に規定する特定事業場(特定事業区域を除く。)内土地使用同意書及び特定事業区域内施工同意書
- (7) 特定事業説明会等実施状況報告書(**様式第5号の2**)
- (8) 特定事業区域の土地の実測図
- (9) 特定事業場の土地の実測図
- (10) 土砂等の搬入・搬出経路図
- (11) その他市長が必要と認める書類及び図面

6 **条例第10条第2項第7号**の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定事業の期間
- (2) **第3項第1号**及び**第3号**から**第7号**までに掲げる事項

7 **第2項第12号**及び**第5項第3号**の特定事業区域の表土の地質検査は、次に掲げる方法によらなければならない。

- (1) 地質検査は、**次の表**の左欄に掲げる特定事業区域の面積に応じ、それぞれ当該右欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。

1ヘクタール未満	2
1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3
2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4
3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5
4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7
6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8
7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9
8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10
9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11
10ヘクタール以上	12

(2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、**前号**の規定により区分された区域ごとに土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると思えられる場所において行うこと。

(3) 地質検査は、**前号**の規定により採取された試料について、それぞれ、**別表第1**に掲げる項目ごとに、土壌の汚染に係る環境基準について別表測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。
(平成13規則64・平成15規則69・平成17規則9・平成22規則57・平成24規則23・平成27規則10・平成29規則7・一部改正)

(特定事業の届出)

第4条の2 **条例第10条第4項**に規定する届出書は、特定事業届出書(**様式第6号の2**)とする。

2 **条例第10条第4項**の規則で定める書類及び図面は、**条例第9条第2項**の届出に係る特定事業が**別表第4**に掲げる行為等に係る特定事業に該当することを証する書面並びに**前条第2項第7号**から**第9号**まで、**第12号**、**第13号**、**第20号**及び**第23号**に掲げる書類及び図面とする。

3 **条例第10条第4項**の規定による届出をしようとする場合における**条例第10条第1項第13号**の規則で定める事項については、**前条第3項第4号**中「申請者」とあるのは、「届出者」と読み替えるものとする。

4 **条例第10条第5項**に規定する届出書は、特定事業(一時的たい積特定事業)届出書(**様式第6号の3**)とする。

- 5 **条例第10条第5項**の規則で定める書類及び図面は、**条例第9条第2項**の届出に係る特定事業が**別表第4**に掲げる行為等に係る特定事業に該当することを証する書面並びに**前条第2項第7号**並びに**同条第5項第2号**から**第5号**まで、**第8号**及び**第11号**に掲げる書類及び図面とする。
(平成22規則57・追加、平成29規則7・一部改正)
(条例第11条第1項第1号キ及びクの規則で定める使用人)
- 第4条の3 **条例第11条第1項第1号キ**及び**ク**の規則で定める使用人は、申請者の使用人で、**次の各号**に掲げる者の代表者であるものとする。
(1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
(2) **前号**に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、特定事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
(平成29規則7・追加)
(構造上の基準)
- 第5条 **条例第11条第1項第7号**の規則で定める構造上の基準は、**別表第2**に定めるとおりとする。
2 **条例第11条第2項第2号**の規則で定める構造上の基準は、**別表第3**に定めるとおりとする。
(平成15規則69・平成22規則57・一部改正)
(許可等の決定)
- 第6条 市長は、**条例第9条第1項**の許可の申請があつた場合においては、許可又は不許可の決定をしたときは、特定事業許可(不許可)決定通知書(**様式第7号**)により当該許可を申請した者に通知するものとする。
(平成22規則57・旧第7条繰上・一部改正)
(届出の受理)
- 第7条 市長は、**条例第9条第2項**の届出(**条例第12条第8項**及び**第20条の3第4項**)の届出を含む。以下同じ。)があつた場合においては、次に掲げる事項を記載した受理書(**様式第7号の2**)を当該届出をした者に交付するものとする。
(1) 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
(2) 届出の受理年月日及び受理番号
(3) 特定事業区域の位置
(4) 特定事業区域の面積
(5) 特定事業場の面積
(6) 特定事業の期間
(7) **前各号**に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項
(平成22規則57・追加)
(変更の許可の申請等)
- 第8条 **条例第12条第1項**及び**第8項**の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
(1) 氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
(2) 法定代理人の氏名若しくは名称若しくは住所又は法人にあつては代表者の氏名の変更
(3) **条例第9条**の許可を受けた者に係る次に掲げる者の変更
ア 法定代理人が法人である場合におけるその役員
イ 役員
ウ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者
エ **第4条の3**に規定する使用人
(4) 現場事務所の位置の変更
(5) 現場責任者の氏名又は職名の変更
(6) 特定事業に使用される土砂等の量の変更(当該土砂等の量を減少させるものに限る。)
(7) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画の変更
(8) 特定事業区域以外の地域への排水を測定する施設の位置の変更
(9) 特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として設けた施設等の構造の変更(変更前と同等以上の機能を持つものへの変更に限る。)
(10) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所ごとに当該土砂等を区分するための措置の変更
(11) 関係書類等の縦覧場所の変更
- 2 **条例第12条第3項**に規定する申請書は、特定事業変更許可申請書(**様式第8号**)とする。
3 **条例第12条第3項**の規則で定める書類及び図面は、**第4条第2項各号(第19号を除く。)**及び**第5項各号(第6号を除く。)**に掲げる書類及び図面のうち変更に係る書類及び図面とする。
4 **第6条**の規定は、**条例第12条第1項**の許可について準用する。この場合において、**第6条**中「条例第9条第1項」とあるのは「条例第12条第1項」と、「特定事業許可(不許可)決定通知書(様式第7号)」とあるのは「特定事業変更許可(不許可)決定通知書(様式第9号)」と読み替えるものとする。
5 **条例第12条第8項**に規定する届出書は、特定事業変更届出書(**様式第9号の2**)とする。
6 **条例第12条第8項**の規則で定める書類及び図面は、**第4条の2第2項**及び**第5項**に規定する書類及び図面のうち変更に係る書類及び図面とする。
7 **条例第12条第11項**又は**第12項**の規定による市長への届出は特定事業軽微変更届出書(**様式第10号**)を、**同条第11項**の規定による土地の所有者への通知は特定事業軽微変更通知書(**様式第10号の2**)を提出して行わなければならない。
8 **前項**の届出書には、変更事項を証する書類を添付するものとする。
(平成15規則69・平成22規則57・平成24規則23・平成29規則7・一部改正)
(事前協議)
- 第9条 **条例第9条第1項**、**条例第12条第1項**又は**条例第20条の3第1項**の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、市長と協議しなければならない。
(平成15規則69・平成22規則57・一部改正)
(特定事業の着手の届出)
- 第9条の2 **条例第13条の2**の規定による届出は、特定事業着手届出書(**様式第10号の3**)を提出して行わなければならない。
(平成15規則69・追加)
(土砂等の搬入の届出)
- 第10条 **条例第14条**の規定による届出は、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届出書(**様式第11号**)を提出して行わなければならない。
2 **条例第14条**の当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書(**様式第12号**)とする。
3 **条例第14条**の当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る試料とした土砂等に係る試料とした土砂等採取した地点の位置図及び現場写真並びに採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書とする。
4 **前項**の搬入しようとする土砂等に係る地質分析(濃度)結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ**別表第1**に掲げる項目ごとに、土壌の汚染に係る環境基準について別表測定方法の欄に掲げる方法により行わなければならない。
5 **条例第14条第2号**の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、土砂等壳渡・譲渡証明書(**様式第12号の2**)とする。
(平成15規則69・平成22規則57・一部改正)
(土砂等管理台帳)
- 第10条の2 **条例第15条第1項**に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳(**様式第12号の3**)によるものとする。
2 **条例第15条第1項第4号**の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
(1) 特定事業の許可を受けた者又は**条例第9条第2項**の規定による届出をした者の氏名又は名称
(2) 特定事業の許可番号又は届出の受理番号
(3) 特定事業区域の位置及び面積
(4) 特定事業の期間
(5) 特定事業に使用される土砂等の量
(6) 現場責任者の氏名及び職名
(7) 特定事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該発生場所の事業者の氏名又は名称及び住所
(8) 特定事業に使用される土砂等の発生又は採取に係る工事の内容及び当該工事の責任者の氏名
(9) 特定事業に使用される土砂等の発生場所の事業者との間の契約における土砂等の搬入量及び搬入期間並びに当該土砂等の運搬を委託した場合の受託者の氏名又は名称
- 3 **条例第15条第2項**に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳(一時的・積特定事業用)(**様式第12号の4**)によるものとする。
4 **条例第15条第2項第3号**の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
(1) **第2項各号(第5号を除く。)**に掲げる事項
(2) 特定事業に使用される土砂等の搬入量及び搬出量
- 5 **条例第15条第1項**及び**第2項**に規定する土砂等管理台帳は、毎月の末日までに、当該月中における**同条第1項各号**又は**同条第2項各号**に規定する事項について、記載を終了していなければならない。
6 **条例第15条第1項**及び**第2項**に規定する土砂等管理台帳は、毎年3月末日をもって閉鎖しなければならない。
(平成15規則69・追加、平成22規則57・一部改正)
(土砂等の量等の報告)
- 第11条 **条例第15条第3項**の規定による報告は、当該特定事業に着手した日から6月ごとに当該6月を経過した日から1週間以内(特定事業の中止をしようとするとき(当該中止をしようとする期間が2月以上であるときに限る。**次項**において同じ。))は当該中止をしようとする期間の開始の日から1週間以内、特定事業を廃止し、完了し、又は終了したときは**条例第19条第3項**、**条例第20条第3項**又は**条例第20条の2第3項**の規定による届出の時に)、特定事業状況報告書(**様式第13号**)を提出して行わなければならない。
2 特定事業が一時的・積特定事業である場合にあつては、**条例第15条第3項**の規定による報告は、**前項**の規定にかかわらず、特定事業に着手した日から3月ごとに当該3月を経過した日から1週間以内(特定事業の中止をしようとするときは当該中止をしようとする期間の開始の日から1週間以内、特定事業を廃止し、完了し、又は終了したときは**条例第19条第3項**、**条例第20条第3項**又は**条例第20条の2第3項**の規定による届出の時に)、特定事業(一時的・積特定事業)状況報告書(**様式第14号**)を提出して行わなければならない。
(平成15規則69・平成22規則57・一部改正)
(地質検査)
- 第12条 **条例第16条第1項**の規定による地質検査は、特定事業に着手した日から6月ごと(**条例第19条第3項**の規定による廃止の届出、**条例第20条第3項**の規定による完了の届出又は**条例第20条の2第3項**の規定による終了の届出を行った場合)にあつては、市長が指定する期日)に、市長の指定する職員の立会いの上、次に掲げる方法により行わなければならない。
(1) 地質検査は、特定事業区域を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。
(2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、**前号**の規定により区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合)にあつては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該中央地点との中間の4地点)の土壌について行うこと。
(3) **前号**の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、**第1号**の規定により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が承認した場合にあつては、市長が定めるところにより、**第1号**の規定により区分された複数の区域から採取された土砂等を混合し、1試料とすることができる。
(4) 地質調査は、**前号**の規定により作成された試料について、それぞれ**別表第1**に掲げる項目ごとに、土壌の汚染に係る環境基準について別表測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。
2 特定事業が一時的・積特定事業である場合にあつては、**条例第16条第1項**の規定による地質検査は、**前項**の規定にかかわらず、特定事業に着手した日から3月ごと(**条例第19条第3項**の規定による廃止の届出、**条例第20条第3項**の規定による完了の届出(表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合)の当該特定事業に係る完了の届出を除く。))又は**条例第20条の2第3項**の規定による終了の届出を行った場合)にあつては、市長が指定する期日)に、市長の指定する職員の立会いの上、**前項各号**に掲げる方法により行わなければならない。ただし、一の土砂等搬入届出書に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態であつては、地質検査は省略することができる。
(平成13規則64・平成15規則69・平成22規則57・一部改正)
(水質検査)
- 第13条 **条例第16条第1項**の規定による水質検査は、特定事業に着手した日から6月ごと(**条例第19条第1項**の規定による中止の届出、**同条第3項**の規定による廃止の届出、**条例第20条第3項**の規定による完了の届出又は**条例第20条の2第3項**の規定による終了の届出を行った場合)にあつては、市長が指定する期日)に、市長の指定する職員の立会いの上試料を採取し、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排出基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)に定める測定方法により行わなければならない。
2 特定事業が一時的・積特定事業である場合にあつては、**条例第16条第1項**の規定による水質検査は、**前項**の規定にかかわらず、特定事業に着手した日から3月ごと(**条例第19条第3項**の規定による廃止の届出、**条例第20条第3項**の規定による完了の届出又は**条例第20条の2第3項**の規定による終了の届出を行った場合)にあつては、市長が指定する期日)に、市長が指定する職員の立会いの上、試料を採取し、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排出基準に係る検定方法に定める測定方法により行わなければならない。
(平成13規則1・平成13規則64・平成15規則69・平成22規則57・一部改正)
(地質検査等の報告)
- 第14条 **条例第16条第1項**の規定による報告は、特定事業に着手した日から6月ごとに当該6月を経過した日から1週間以内(**条例第19条第3項**の規定による廃止の届出、**条例第20条第3項**の規定による完了の届出又は**条例第20条の2第3項**の規定による終了の届出を行った場合)にあつては、市長が別に指定する日)までに、特定事業地質等検査報告書(**様式第15号**)に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。
(1) 検査に使用した土砂等及び排水を採取した地点の位置図及び現場写真
(2) **第12条**の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調査及び地質分析(濃度)結果証明書
(3) **前条**の規定により採取した試料の検査試料採取調査及び排水汚染状況測定(濃度)結果証明書(**様式第16号**)。環境計量士の発行したものに限る。
2 特定事業が一時的・積特定事業である場合にあつては、**条例第16条第1項**の規定による報告は、**前項**の規定にかかわらず、特定事業に着手した日から3月ごとに当該3月を経過した日から1週間以内(**条例第19条第3項**の規定による廃止の届出、**条例第20条第3項**の規定による完了の届出又は**条例第20条の2第3項**の規定による終了の届出を行った場合)にあつては、市長が指定する日)までに、特定事業地質等検査報告書に**前項各号**に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。
(平成15規則69・平成22規則57・一部改正)
(標識)
- 第15条 **条例第18条第1項**に規定する標識の様式は、土砂等の埋立て等に関する標識(**様式第17号**)とする。
2 **条例第18条第1項**に規定する標識の記載事項は、次に掲げる事項とする。
(1) 特定事業の許可年月日又は届出の受理年月日及びその許可番号又は届出の受理番号
(2) 特定事業の目的
(3) 特定事業区域の所在地
(4) 特定事業を行う者の住所又は所在地及び氏名又は名称並びに連絡先の電話番号
(5) 特定事業の期間
(6) 特定事業場及び特定事業区域の面積
(7) 埋立て等に使用される土砂等の搬入予定量(一時的・積特定事業にあつては、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量
(8) 現場責任者の氏名及び職名
(9) 特定事業場及び特定事業区域の見取図
- 3 **条例第18条第2項**に規定する境界を明らかにする表示は**別表第5**に定めるとおりとする。
(平成15規則69・平成22規則57・一部改正)
(特定事業の廃止等に係る届出)
- 第16条 **条例第19条第1項**の規定による届出は、特定事業廃止(中止)事前届出書(**様式第18号**)を提出して行わなければならない。
2 **条例第19条第1項**の規則で定める事項は、次に掲げる事項(**条例第9条第2項**の規定による届出をした者が当該届出に係る特定事業の廃止をし、又は中止をしようとする場合)にあつては、**第6号**に掲げる事項を除く。)とする。
(1) 特定事業の許可年月日又は届出の受理年月日及びその許可番号又は届出の受理番号
(2) 特定事業区域の位置
(3) 特定事業の期間
(4) 特定事業の廃止をしようとする年月日又は中止をしようとする期間
(5) 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域の構造
(6) 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
(7) 廃止し、又は中止しようとする特定事業が一時的・積特定事業である場合)にあつては、一時的・積特定事業の特定事業区域のうち土砂等がたい積されている面積
- 3 **条例第19条第3項**の規定による届出は、特定事業廃止届出書(**様式第18号の2**)を提出して行わなければならない。
4 **条例第19条第5項**に規定する届出をした者に通知する通知書は、特定事業廃止検査結果通知書(**様式第18号の3**)とする。
(平成15規則69・平成22規則57・一部改正)
(特定事業の完了に係る届出)
- 第17条 **条例第20条第1項**の規定による届出は、特定事業完了事前届出書(**様式第18号の4**)を提出して行わなければならない。
2 **条例第20条第1項**の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業の許可年月日又は届出の受理年月日及びその許可番号又は届出の受理番号
 - (2) 特定事業区域の位置
 - (3) 特定事業の期間
 - (4) 特定事業の完了の予定年月日
 - (5) 特定事業を完了した場合の特定事業区域の構造
- 3 [条例第20条第3項](#)の規定による届出は、特定事業完了届出書([様式第19号](#))を提出して行わなければならない。
- 4 [条例第20条第4項](#)に規定する届出をした者に通知する通知書は、特定事業完了検査結果通知書([様式第19号の2](#))とする。
(平成15規則69・平成22規則57・一部改正)
- (特定事業の終了に係る届出)
- 第17条の2 [条例第20条の2第1項](#)の規定による届出は、特定事業終了事前届出書([様式第19号の3](#))を提出して行わなければならない。
- 2 [条例第20条の2第1項](#)の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 特定事業の許可年月日又は届出の受理年月日及びその許可番号又は届出の受理番号
 - (2) 特定事業区域の位置
 - (3) 特定事業の期間
 - (4) 特定事業を完了した場合の特定事業区域の構造
- 3 [条例第20条の2第3項](#)の規定による届出は、特定事業終了届出書([様式第19号の4](#))を提出して行わなければならない。
- 4 [条例第20条の2第4項](#)に規定する届出をした者に通知する通知書は、特定事業終了検査結果通知書([様式第19号の5](#))とする。
(平成15規則69・追加、平成22規則57・一部改正)

(譲受けの許可の申請等)

第17条の3 [条例第20条の3第2項](#)に規定する申請書は、特定事業譲受け許可申請書([様式第19号の6](#))とする。

- 2 [条例第20条の3第2項](#)の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 住民票の写し(申請者が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書)
 - (2) 誓約書([様式第3号の2](#))
 - (3) 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書及び役員の住民票の写し)
 - (4) 申請者が法人である場合にあつては、その役員の住民票の写し
 - (5) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の住民票の写し
 - (6) 申請者に[第4条の3](#)の使用者がある場合にあつては、その者の住民票の写し
 - (7) 特定事業場の位置図及び付近の見取図
 - (8) 現場責任者であることを証する書面
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- 3 [条例第20条の3第2項第4号](#)の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 譲り受けようとする特定事業の許可年月日及びその番号
 - (2) 譲り受けようとする特定事業の許可の期間
 - (3) 特定事業区域の位置
 - (4) 申請者が未成年者である場合でその法定代理人が法人であるときにあつては、その役員の氏名
 - (5) 申請者が法人である場合にあつては、その役員の氏名
 - (6) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の氏名
 - (7) 申請者に[第4条の3](#)に規定する使用者がある場合にあつては、その者の氏名
 - (8) 現場責任者の氏名及び職名
 - (9) 譲受けの理由

- 4 [条例第20条の3第5項](#)に規定する届出書は、特定事業譲受け届出書([様式第19号の7](#))とする。
- 5 [条例第20条の3第5項](#)の規定による届出をしようとする場合における[条例第20条の3第2項第4号](#)の規則で定める事項については、[第3項第1号](#)中「許可年月日」とあるのは「届出の受理年月日」と、「番号」とあるのは「受理番号」と、[同項第2号](#)中「特定事業の許可」とあるのは「特定事業」と読み替えるものとする。
- 6 [条例第20条の3第5項](#)の規則で定める書類は、[第2項第7号](#)及び[第9号](#)に掲げる書類とする。
(平成15規則69・追加、平成17規則9・平成22規則57・平成24規則23・平成27規則10・平成29規則7・一部改正)
- (譲受け許可等の決定)

第18条 市長は、[条例第20条の3第1項](#)の許可の申請があつた場合においては、許可又は不許可の決定をしたときは、特定事業譲受け許可(不許可)決定通知書([様式第19号の8](#))により当該許可を申請した者に通知するものとする。
(平成15規則69・追加、平成22規則57・一部改正)

(相続等の届出)

第18条の2 [条例第21条第2項](#)の規定による市長への届出は特定事業相続等届出書([様式第20号](#))を、[同項](#)の規定による土地の所有者への通知は特定事業相続等通知書([様式第20号の2](#))を提出して行わなければならない。

- 2 [前項](#)の届出書には、次に掲げる書類([条例第9条第2項](#)の規定による届出に係る特定事業にあつては、[第3号](#)に掲げる書類に限る。)を添付するものとする。
- (1) 届出者に係る住民票の写し(届出者が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書)
 - (2) 事業者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書)
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(平成15規則69・旧第18条繰下・一部改正、平成17規則9・平成22規則57・平成24規則23・平成27規則10・一部改正)

第18条の3 [条例第25条の2第2項](#)の規定による特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る特定事業において、毎月1回以上、当該施工の状況が同意に当たって確認した事項に抵触していないかどうか並びに当該特定事業場において土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうかを自ら確認することにより行わなければならない。ただし、当該特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。
(平成15規則69・追加)

(身分を示す証明書)

第19条 [条例第27条第2項](#)に規定する証明書は、身分証明書([様式第21号](#))とする。
(書類等の提出)

第20条 [条例第10条第1項](#)及び[第2項](#)の規定による申請、[同条第4項](#)及び[第5項](#)の規定による届出、[条例第12条第3項](#)の規定による変更許可申請、[同条第8項](#)の規定による変更の届出、[条例第20条の3第2項](#)の規定による譲受け許可申請、[同条第5項](#)の規定による譲受けの届出、[条例第12条第11項](#)及び[第12項](#)、[条例第13条の2](#)、[条例第14条](#)、[条例第19条第1項](#)及び[第3項](#)、[条例第20条第1項](#)及び[第3項](#)、[条例第20条の2第1項](#)及び[第3項](#)並びに[条例第21条第2項](#)の規定による届出並びに[条例第15条第3項](#)及び[条例第16条第1項](#)の規定により提出する書類及び図面の提出部数は、正副各1部とする。
(平成15規則69・平成22規則57・一部改正)

(公表)

第21条 [条例第28条第1項](#)の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土砂等の埋立て等を行った場所
 - (2) 土砂等の埋立て等を行った期間
 - (3) 土砂等の埋立て等を行った面積
- 2 [条例第28条第1項](#)の規定による公表は、公告その他適当な方法により行うものとする。
(平成22規則57・追加)

(委任)

第22条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。
(平成22規則57・旧第21条繰下)

附 則

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則(平成11年9月30日規則第52号)

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成13年1月5日規則第1号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年12月20日規則第64号)

この規則は、平成14年1月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年9月30日規則第69号)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定(「簡易保険福祉事業団」を「日本郵政公社」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第19条の規定により発行されている証明書は、改正後の千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第19条の規定により発行されたものとみなす。

3 改正後の規則別表第1の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、施行日前行われた土砂等の埋立て等に使用された土砂等については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例(平成9年千葉市条例第36号。以下「条例」という。)第9条の許可(条例第12条第1項の許可を含む。以下「既許可」という。)を受けている者が施行日前に条例第14条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等(当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。)についての改正後の規則別表第1の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この規則の施行の際現に既許可を受けている者が施行日から平成15年12月31日までの間に当該既許可に係る特定事業の区域に土砂等を搬入しようとするることについて、施行日以後に条例第14条の規定による届出を行う場合であつて、当該届出に係る土砂等が改正前の規則別表第1の規定による安全基準に適合していることについて施行日前に同条の規定による証明があつたとき(施行日前に、同条第1号若しくは第4号の規定による承認又は同条第2号の規定による証明があつたときを含む。))における当該届出に係る土砂等については、附則第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 この規則の施行の際現に既許可を受けている者の当該既許可に係る特定事業の区域内において、前3項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第16条第2項、条例第19条第5項、条例第20条第4項及び条例第20条の2第4項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等についての改正後の規則別表第1の規定の適用については、附則第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月7日規則第9号)抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成17年3月31日規則第25号)抄

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第27号)抄

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成18年1月12日規則第2号)抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第35号)抄

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月26日規則第13号)

この規則は、平成19年3月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第33号)抄

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月8日規則第57号)

1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例施行規則第19条の規定により発行されている証明書は、この規則による改正後の千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例施行規則第19条の規定により発行されたものとみなす。

附 則(平成23年8月16日規則第49号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。ただし、「独立行政法人緑資源機構」を「独立行政法人森林総合研究所」に改める部分は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第23号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年1月10日規則第2号)

1 この規則は、平成26年1月11日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成27年3月27日規則第10号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条第2項第2号、第17条の3第2項第2号、第18条の2第2項第2号並びに別表第4第13号及び第17号の改正規定 公布の日

(2) 別表第4第19号の改正規定 平成27年5月29日

附 則(平成28年3月31日規則第26号)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成29年3月22日規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年7月1日から施行する。ただし、別表第1並びに様式第5号及び様式第16号の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前になされた千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例(平成9年千葉市条例第36号。以下「条例」という。)第9条第1項、第12条第1項又は第20条の3第1項の規定による許可の申請に係る手続については、この規則の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

3 この規則による改正後の別表第1の規定は、平成29年4月1日以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、同日前行われた土砂等の埋立て等に使用された土砂等については、なお従前の例による。

4 平成29年4月1日において現に条例第9条第1項又は第12条第1項の規定による許可を受けている者が同日前に条例第14条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等(当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。))についてのこの規則による改正後の規則別表第1の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 平成29年4月1日において現に条例第9条第1項又は第12条第1項の規定による許可を受けている者が同日から平成29年6月30日までの間に当該許可に係る特定事業の区域に土砂等を搬入しようとするることについて、平成29年4月1日以後に条例第14条の規定による届出を行う場合であつて、当該届出に係る土砂等が改正前の別表第1の規定による安全基準に適合していることについて同日前に同条の規定による証明があつたとき(同日前に同条第1号若しくは第4号の規定による承認又は同条第2号の規定による証明があつたときを含む。))における当該届出に係る土砂等についての改正後の別表第1の規定の適用については、附則第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 平成29年4月1日において現に条例第9条第1項又は第12条第1項の規定による許可を受けている者の当該許可に係る特定事業の区域内において、前3項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第16条第2項、条例第19条第5項、条例第20条第4項及び条例第20条の2第4項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等についての改正後の別表第1の規定の適用については、附則第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成31年3月26日規則第21号)

(施行期日)

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則第3条第1項第1号の改正規定は公布の日から、第2条の規定は同年7月1日から施行する。(経過措置)
- 第1条の規定による改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、施行日前に行われた土砂等の埋立て等に使用された土砂等については、なお従前の例による。
- 施行日において現に千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例(平成9年千葉市条例第36号。以下「条例」という。)第9条第1項又は第12条第1項の規定による許可を受けている者が施行日前に条例第14条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等(当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。)についての千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則(次項及び第5項において「規則」という。)別表第1の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 施行日において現に条例第9条第1項又は第12条第1項の規定による許可を受けている者が施行日から平成31年6月30日までの間に当該許可に係る特定事業の区域に土砂等を搬入しようとする事について、施行日以後に条例第14条の規定による届出を行う場合であって、当該届出に係る土砂等が第1条の規定による改正前の別表第1の規定による安全基準に適合していることについて施行日前に同条の規定による証明があったとき(施行日前に同条第1号若しくは第4号の規定による承認又は同条第2号の規定による証明があったときを含む。)における当該届出に係る土砂等についての規則別表第1の規定の適用については、附則第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 施行日において現に条例第9条第1項又は第12条第1項の規定による許可を受けている者の当該許可に係る特定事業の区域内において、前3項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第16条第2項、第19条第5項、第20条第4項及び第20条の2第4項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等についての規則別表第1の規定の適用については、附則第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。
附 則(令和3年3月2日規則第5号)
(施行期日)
- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則による改正後の千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第1の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等に係る新規則第2条第2項の規定による安全基準に適合しているかどうかの判断について適用し、施行日前に行われた土砂等の埋立て等に使用される土砂等に係る新規則第2条第2項の規定による安全基準に適合しているかどうかの判断については、なお従前の例による。ただし、次項から第5項までの規定の適用を受ける者については、この限りでない。
- 施行日において現に千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例(平成9年千葉市条例第36号。以下「条例」という。)第9条第1項の許可(条例第12条及び第20条の3第1項の許可を含む。次項及び第5項において同じ。)を受けている者又は条例第9条第2項の規定による届出(条例第12条第8項及び第20条の3第4項の届出を含む。次項及び第5項において同じ。)をした者(条例第10条の2第3項の規定により特定事業を行うことができない者を除く。次項及び第5項において同じ。)が施行日前に当該許可又は届出に係る条例第14条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等(当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。)に係る新規則第2条第2項の規定による安全基準に適合しているかどうかの判断については、なお従前の例による。
- 施行日において現に条例第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者が施行日から令和3年6月30日までの間に当該許可又は届出に係る特定事業の区域に土砂等を搬入しようとする事について、施行日以後に条例第14条の規定による届出(以下この項において「搬入の届出」という。)を行う場合であって、施行日前に作成されたこの規則による改正前の千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第10条第3項に規定する搬入しようとする土砂等に係る試料とした土砂等採取した地点の位置図及び現場写真並びに採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書が添付されたとき(施行日前に条例第14条第1号の規定により当該土砂等が、発生し、又は採取された土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについて市長の承認を受けたものであるとき若しくは同条第4号の規定により当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めた場合又は旧規則第10条第5項に規定する土砂等売渡・譲渡証明書が添付されたときを含む。)における当該搬入の届出に係る土砂等に係る新規則第2条第2項の規定による安全基準に適合しているかどうかの判断については、なお従前の例による。
- 施行日において現に条例第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者の当該許可又は届出に係る特定事業の区域内において、前3項の規定によりなお従前の例によることとされる旧規則第2条第2項の規定による安全基準に適合している土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第16条第2項、第19条第5項、第20条第4項及び第20条の2第4項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等に係る新規則第2条第2項の規定による安全基準に適合しているかどうかの判断については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。
別表第1(第2条)
(平成13規則1・平成15規則69・平成19規則13・平成22規則57・平成27規則10・平成29規則7・平成31規則21・令和3規則5・一部改正)

項目	基準値
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐 ^{りん}	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下
1, 2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下
1, 1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下
1, 2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下
1, 1, 1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下
1, 1, 2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下
1, 3—ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下
1, 4—ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下

備考

- 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、土壌の汚染に係る環境基準について付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
 - 基準値の欄中「検液中に検出されないこと。」とは、土壌の汚染に係る環境基準について別表測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 - 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
 - 1, 2—ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5、1、5、2又は5、3、2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5、1、5、2又は5、3、1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
 - 市長が定める区域内において土砂等の埋立て等が行われる場合であつて、市長が適当と認めるときの砒素、ふっ素及びほう素(これらが事業活動その他の人の活動に伴って生じた土壌の汚染に係るものである場合を除く。)に係る基準値の欄中検液中濃度に係る値は、それぞれ検液1リットルにつき0.03ミリグラム、2.4ミリグラム及び3ミリグラムとする。
- 別表第2(第5条第1項)
(平成22規則57・一部改正)
- 特定事業区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
 - 著しく傾斜をしている土地において特定事業を施工する場合にあっては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
 - 埋立て等の高さ(特定事業区域とこれに隣接する土地の境界の現況地盤の最高地点(擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端)と特定事業により生じたのり面の最上部の高低差をいう。))は、原則として2.5メートル以内であること。
 - のり面の高さ(のり面の最下部(擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端)と最上部の高低差をいう。以下同じ。))は、原則として10メートル以内であること。ただし、土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合は、当該安定計算により安全が確かめられた埋立て等の高さとする事ができる。
 - 埋立て等ののり面(擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。))のこう配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配であること。ただし、土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合は、当該安定計算により安全が確かめられたのり面のこう配とすることが出来る。
 - 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条から第10条までの規定に適合すること。
 - のり面の高さが5メートル以上になる場合にあっては、のり面の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の小段を設け、必要に応じ、当該小段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
 - 特定事業の完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締め固めその他の措置が講じられていること。
 - のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。
 - 特定事業区域(のり面を除く。))は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。
 - 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間には、災害時に備え、十分な保安地帯が設けられていること。
 - 排水施設については、特定事業区域とその周辺の土地の地形、地盤、地質、土地利用計画等を勘案して集水区域を定め、必要に応じ設置すること。
 - 特定事業により特定事業場の隣接地に雨水等が滯水するおそれのある場合は、これを防止するため雨水等を支障なく流下させる措置が講じられていること。

別表第3(第5条第2項)

- 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間には、[次の表](#)の左欄に掲げる特定事業区域の面積の区分に応じ、当該右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

0.3ヘクタール未満	2メートル以上
0.3ヘクタール以上0.5ヘクタール未満	4メートル以上
0.5ヘクタール以上1ヘクタール未満	6メートル以上
1ヘクタール以上3ヘクタール未満	10メートル以上
3ヘクタール以上5ヘクタール未満	14メートル以上
5ヘクタール以上10ヘクタール未満	18メートル以上
10ヘクタール以上15ヘクタール未満	24メートル以上
15ヘクタール以上20ヘクタール未満	27メートル以上
20ヘクタール以上	30メートル以上

- 土砂等のたい積の高さ(のり面の最下部と最上部の高低差をいう。))が2.5メートル以下であること。
- 土砂等のたい積ののり面のこう配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配であること。
- 土砂等が飛散するおそれのあるものについては、散水等必要な措置が講じられていること。

別表第4(第3条の2)

(平成18規則2・平成22規則57・平成27規則10・平成29規則7・一部改正)

- 土地改良法に基づく土地改良事業
- 港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第1項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為
- 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2の規定による許可を要する開発行為並びに同法第31条、第34条第2項及び第44条において準用する[第34条第2項](#)の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
- 道路法第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、[第32条第1項](#)の規定による道路の占用の許可及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 都市公園法(昭和31年法律第79号)第6条第1項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- 海岸法(昭和31年法律第101号)第7条第1項及び第8条第1項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
- 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条の規定による許可を要する宅地造成

- (9) 河川法(昭和39年法律第167号)第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項及び第58条の4第1項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
- (10) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項及び第2項の規定による許可を要する開発行為
- (11) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- (12) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
- (13) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第15条の2第1項の規定による農用地区域内における許可を要する開発行為
- (14) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第14条第1項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為
- (15) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第8条第1項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
- (16) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業並びに同法第7条第1項及び第67条第1項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
- (17) 千葉県立自然公園条例(昭和35年千葉県条例第15号)第19条第1項の規定による特別地域内における許可を要する行為
- (18) 千葉県港湾管理条例(昭和51年千葉県条例第45号)第4条第1項及び第5条第1項の規定による港湾施設の使用の許可を要する行為
- (19) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第7項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為
- 別表第5(第15条第3項)
(平成15規則69・追加)

特定事業	一時たい積特定事業
視認できる木杭で表示	材質は松の丸太、末口9センチメートル以上、高さは地表面1メートル以上とし、先端は赤ペンキで10センチメートル以上塗布の上表示

様式第1号(第3条第2項)
(平成29規則7・全改)

様式第1号(第3条第2項)

公 共 的 団 体 認 定 申 請 書

年 月 日

(あて先)千葉市長

申 請 者
住 所
氏 名 ㊟

(法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

担当者名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス ㊟

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第3条第2項の規定により、公共的団体の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請者の資本金、基本金その他これらに準ずるもの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

(1) 出資総額 千円(年 月 日現在)

(2) 地方公共団体別出資金額

地方公共団体名	出 資 金 額
	千円
	千円
	千円
合 計	千円

2 土砂等の埋立て等に係る事業の実績

添付書類

- 1 定款又は寄附行為の写し
- 2 法人の登記事項証明書
- 3 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

様式第2号(第3条第4項)
(平成29規則7・全改)

様式第2号(第3条第4項)

公 共 的 団 体 認 定 通 知 書		年 月 日
様		
千葉市長		印
<p>年 月 日付で申請のあった公共的団体の認定については、下記のとおり認定したので千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第3条第4項の規定により通知します。</p>		
記		
1	公共的団体の名称	
2	認 定 番 号	公共的団体 第 号
3	認 定 年 月 日	年 月 日

様式第2号の2(第3条の4第1項)
(平成22規則57・全改)

様式第2号の2(第3条の4第1項)

特 定 事 業 区 域 内 土 地 使 用 同 意 書			
特定事業許可申請者()の施工に係る土砂等の埋立て等の事業については、異議がないので、次の土地の使用について同意します。			
所 在 及 び 地 番	地 目	地 積 (登 記 簿)	摘 要
また、同意の前提として、次の事項について、特定事業許可申請者から、年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。			
1 事業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名			
2 特定事業区域の位置			
3 特定事業区域の面積			
4 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置			
5 現場責任者の氏名及び職名			
6 特定事業区域の表土の地質状況			
7 特定事業に使用する土砂等の量			
8 特定事業の期間			
9 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造			
10 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項			
11 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置			
12 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置			
13 土地所有者の義務及び土地所有者に対する措置命令に関する事項			
ここに同意したことを証するため、署名押印します。			
年 月 日		土地所有者 住 所 (所在地)	
氏 名 (名称及び代表者の氏名)		印	
		○	
注 1 同意者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。			
2 土地所有者の印鑑登録証明書を添付すること。			

様式第2号の3(第3条の4第1項)
(平成22規則57・全改)

様式第2号の3(第3条の4第1項)

特定事業(一時たい積特定事業)区域内土地使用同意書

特定事業許可申請者()の施工に係る土砂等の一時たい積の事業については、異議がないので、次の土地の使用について同意します。

所在及び地番	地目	地積(登記簿)	摘要

また、同意の前提として、次の事項について、特定事業(一時たい積特定事業)許可申請者から、 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 事業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 特定事業区域の位置
- 3 特定事業区域の面積
- 4 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置
- 5 現場責任者の氏名及び職名
- 6 特定事業区域の表土の地質の状況(当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造)
- 7 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量
- 8 特定事業の期間
- 9 特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造
- 10 特定事業場の区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造
- 11 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置
- 12 土地所有者の義務及び土地所有者に対する措置命令に関する事項

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日
土地所有者
住 所(所在地)

氏 名(名称及び代表者の氏名) ㊟

注 1 同意者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。
2 土地所有者の印鑑登録証明書を添付すること。

様式第2号の4(第3条の4第2項)
(平成22規則57・全改)

様式第2号の4(第3条の4第2項)

特定事業区域内(小規模)土地使用同意書

特定事業許可申請者()の施工に係る土砂等の埋立て等の事業については、異議がないので、次の土地の使用について同意します。

所在及び地番	地目	地積(登記簿)	摘要

また、同意の前提として、次の事項について、特定事業許可申請者から、 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 事業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 特定事業区域の位置
- 3 特定事業区域の面積
- 4 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置
- 5 現場責任者の氏名及び職名
- 6 特定事業に使用する土砂等の量
- 7 特定事業の期間
- 8 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造
- 9 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項
- 10 土地所有者の義務及び土地所有者に対する措置命令に関する事項

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日
土地所有者
住 所(所在地)

氏 名(名称及び代表者の氏名) ㊟

注 1 同意者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。
2 土地所有者の印鑑登録証明書を添付すること。

様式第2号の5(第3条の4第2項)
(平成22規則57・全改)

様式第2号の5(第3条の4第2項)

特定事業(小規模一時たい積)区域内土地使用同意書

特定事業許可申請者()の施工に係る土砂等の一時たい積の事業については、異議がないので、次の土地の使用について同意します。

所 在 及 び 地 番	地 目	地積(登記簿)	摘 要

また、同意の前提として、次の事項について、特定事業(一時たい積特定事業)許可申請者から、 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 事業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 特定事業区域の位置
- 3 特定事業区域の面積
- 4 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置
- 5 現場責任者の氏名及び職名
- 6 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量
- 7 特定事業の期間
- 8 特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造
- 9 土地所有者の義務及び土地所有者に対する措置命令に関する事項

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日
土地所有者
住 所(所在地)
氏 名(名称及び代表者の氏名) 印

注 1 同意者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。
2 土地所有者の印鑑登録証明書を添付すること。

様式第2号の6(第3条の4第4項)
(平成22規則57・全改)

様式第2号の6(第3条の4第4項)

特定事業場(特定事業区域を除く)内土地利用同意書

特定事業許可申請者()の施工に係る土砂等の(埋立て等、一時たい積)事業については、異議がないので、下記の土地の利用について同意します。

また、同意の前提として、特定事業許可申請者から、 年 月 日に事業の説明を受け、その内容を確認しました。

年 月 日
土地所有者
住 所(所在地)
氏 名(名称及び代表者の氏名) 印

記

- 1 特定事業許可申請者の氏名又は名称
法人にあっては代表者の氏名
- 2 特定事業区域の位置
- 3 土地利用の承諾期間 年 月 日～ 年 月 日
- 4 特定事業場(特定事業区域を除く。)の土地の一覧

所 在 及 び 地 番	地 目	地積(登記簿)	摘 要

注 1 同意者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。
2 土地所有者の印鑑登録証明書を添付すること。

様式第2号の7(第3条の4第4項)
(平成22規則57・追加)

特 定 事 業 区 域 内 施 工 同 意 書

次の土地における特定事業許可申請者()の施工に係る
土砂等の(埋立て等、一時たい積)事業については、異議がないので、その施工に同意しま
す。
また、同意の前提として、特定事業許可申請者から、 年 月 日に事業の説明
を受け、その内容を確認しました。

年 月 日

権利者
住 所(所在地)

氏 名(名称及び代表者の氏名)



所在及び地番	地目	地積(登記簿)	権利の種類	摘要

- 注 1 同意者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。
2 権利者の印鑑登録証明書を添付すること。

特 定 事 業 許 可 申 請 書

年 月 日

(あて先)千葉市長

申 請 者
住 所
氏 名

(法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
担当者名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス

千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第10条第1項の規定により、特定事業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

特定事業区域の位置及び面積	千葉市 区 町 番地(他 筆) (地番一覧・・・別紙1のとおり)	・特定事業区域の面積 (実測) m ² ・特定事業場の面積 (実測) m ²
現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置・・・別添図面 のとおり		
現場責任者の氏名及び職名		
特定事業区域の表土の地質の状況・・・別添のとおり		
特定事業に使用される土砂等の量及び特定事業の期間	土砂等の量 m ³	年 月 日 ~ 年 月 日
特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造・・・別添図面のとおり		
特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項・・・別添2のとおり		
法定代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		
特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置・・・別添図面のとおり		
特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生の防止するために必要な措置・・・別添施工図面のとおり		
特 定 事 業 の 目 的	1 埋 立 て	2 盛 土
関係書類等の縦覧場所		

注 個人が申請する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

次に掲げる書類及び図面のうち添付してある書類及び図面について、○印を付すること。

添 付 書 類

- 住民票の写し(申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)
- 申請者が条例第11条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 申請者が条例第11条第1項第1号カに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書及び役員の住民票の写し)
- 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
- 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときにあっては、これらの者の住民票の写し
- 申請者に規則第4条の3に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
- 特定事業場の位置図及び付近の見取図
- 特定事業場の平面図及び断面図(特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。)
- 特定事業区域の平面図及び断面図(特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。)
- 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- 特定事業区域の土地の公図の写し
- 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに試料ごとの検査試料採取調査及び地質分析(濃度)結果証明書
- 特定事業に使用される土砂等の量の計算書
- 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面
- 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図
- 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した特定事業施工計画書
- 現場責任者であることを証する書面
- 特定事業区域内土地利用同意書又は特定事業区域内(小規模)土地利用同意書、特定事業場(特定事業区域を除く)内土地利用同意書及び特定事業区域内施工同意書
- 特定事業説明会等実施状況報告書
- 特定事業区域の土地の実測図
- 特定事業場の土地の実測図
- 土砂等の搬入経路図
- その他市長が必要と認める書類及び図面()

千葉市収入証紙貼付欄(消印しないこと。)

申請者が条例第11条第1項第1号カに規定する未成年者である場合

法定代理人

(個人である場合)

(ふりがな)氏名	生年月日	性別	住 所
		男・女	

(法人である場合)

(ふりがな)名称	主たる事務所の所在地

役員

(ふりがな)氏名	生年月日	性別	住 所
	役職名・呼称	男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

規則第4条の3に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな)氏名	生年月日	性別	住 所
	役職名・呼称	男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

申請者が個人である場合

申請者

(ふりがな)氏名	生年月日	性別	住 所
		男・女	

規則第4条の3に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな)氏名	生年月日	性別	住 所
	役職名・呼称	男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

誓 約 書

年 月 日

（あて先）千葉市長

申請者

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

㊟

申請者は、千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第11条第1項第1号アからケまで（同条例第20条の3第7項において準用する場合を含む。）のいずれにも該当しないことを誓約します。

条例第11条第1項第1号アからケまでの内容

ア 第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第22条又は第24条の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者
イ 第23条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る千葉市行政手続条例（平成7年千葉市条例第40号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。キにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、申請者が第23条第1項第3号又は第9号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。
ウ 第23条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
エ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
オ 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等（ケにおいて「暴力団員等」という。）
カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからオまでのいずれかに該当するもの
キ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの
ク 個人で規則で定める使用人のうちアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの
ケ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

注 個人が申請する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

様式第4号(第4条第2項第12号及び第5項第3号、第10条第3項並びに第14条第1項第2号及び第3号並びに第2項)
(平成29規則7・全改)

様式第4号(第4条第2項第12号及び第5項第3号、第10条第3項並びに第14条第1項第2号及び第3号並びに第2項)

検 査 試 料 採 取 調 書

年 月 日

採 取 者

住 所

所 属

職 氏 名

㊟

電 話 番 号

別添地質分析（濃度）結果証明書（排水汚染状況測定（濃度）結果証明書）の検査試料を次のとおり採取しました。

検体区分及び番号	
報 告 区 分	地質（表土・搬入・定期・廃止・完了・終了） 水質（定期・廃止・完了・終了）
採 取 年 月 日	年 月 日
採 取 日 の 天 候	
地質分析の場合の 採取深度（m）	

注1 採取者が手書きしない場合は、記名押印してください。

2 検体区分及び番号の欄には、この調書に係る地質分析（濃度）結果証明書、排水汚染状況測定（濃度）結果証明書に記載された番号等を記載すること。

様式第5号(第4条第2項第12号及び第5項第3号、第10条第3項並びに第14条第1項第2号及び第2項)
(平成29規則7・全改、平成31規則21・令和3規則5・一部改正)

地質分析(濃度)結果証明書					年 月 日
採取場所	様	発行番号	分析機関名	代表者	④
				所在地	
				電話番号	
試料名				計量証明事業者の登録番号	
				環境計量士	
年 月 日に依頼のあった検体について、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。(検体区分)					
項目	単位	測定値	定 量 下限値	基準値	測 定 方 法
カドミウム	mg/l			0.003	
全シアン	mg/l			不検出	
有機磷	mg/l			不検出	
鉛	mg/l			0.01	
六価クロム	mg/l			0.05	
砒素	mg/l			0.01	
総水銀	mg/l			0.0005	
アルキル水銀	mg/l			不検出	
PCB	mg/l			不検出	
ジクロロメタン	mg/l			0.02	
四塩化炭素	mg/l			0.002	
フロン(別名塩化ビニル又は塩化ビニル)	mg/l			0.002	
1, 2-ジクロロエタン	mg/l			0.004	
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l			0.1	
1, 2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04	
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l			1	
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l			0.006	
トリクロロエチレン	mg/l			0.01	
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01	
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l			0.002	
チウラム	mg/l			0.006	
シマジン	mg/l			0.003	
チオベンカルブ	mg/l			0.02	
ベンゼン	mg/l			0.01	
セレン	mg/l			0.01	
ふっ素	mg/l			0.8	
ほう素	mg/l			1	
1, 4-ジオキサン	mg/l			0.05	
農用地 (田に限る)	砒素	mg/kg		15	含有 試験
	銅	mg/kg		125	
検体の性状	形 状	色		色	におい
備 考	計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地:				

注: 1 環境計量士が手書きしない場合は、記名押印してください。
 2 各項目の測定方法は、「土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)」別表に掲げる方法とする。ただし、測定方法欄に複数の方法が掲げられている項目は、そのうち一つの方法を選択すること。なお、同表の環境上の条件のうち検液中の濃度に係るものについては、同告示付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
 3 実施した測定方法及びその定量下限値をそれぞれの欄に明記すること。

様式第5号の2(第4条第2項第20号及び第4条第5項第7号)
(平成29規則7・追加)

特定事業説明会等実施状況報告書		年 月 日
(あて先)千葉市長		
	申請者	
	住 所	
	氏 名	④
	(法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)	
	担当者名	
	連絡先電話番号	
	連絡先電子メールアドレス	⑤
千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第9条の3第1項及び第2項の規定により届け出ます。		
周辺住民に対する説明会	開催日時	年 月 日 時から 時まで
	開催場所	
	出席者の状況	周辺住民 出席者 名 説明者
	開催状況	説明概要、周辺住民からの要望、説明者の回答について記載する。(開催できなかった場合は、その理由と対応状況(周知の方法、周知した対象者)を記載する。)
注 個人が申請する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。		

様式第6号(第4条第4項)
(平成15規則69・全改、平成17規則9・平成22規則57・平成24規則23・平成29規則7・一部改正)

特定事業（一時的積特定事業）許可申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者
住 所
氏 名

(法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
担当者名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス

千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第10条第2項の規定により、特定事業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

特定事業区域の位置及び面積	千葉市 区 町 番地(他 筆) (地番一覧・・・別紙1のとおり)	・特定事業区域の面積 (実測) m ² ・特定事業場の面積 (実測) m ²
現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置・・・別添図面のとおり		
現場責任者の氏名及び職名		
特定事業区域の表土の地質の状況・・・別添のとおり (表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合・・・別添図面のとおり)		
特定事業に使用される土砂等の搬入、搬出予定量	年間の搬入予定量 m ³ 年間の搬出予定量 m ³ (搬入計画に関する事項・・・別紙2のとおり)	1日平均 m ³ 1日平均 m ³
特定事業の期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造・・・別添図面のとおり		
法定代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		
特定事業に供する施設及び特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造・・・別添図面のとおり		
特定事業に使用される土砂等について、土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置・・・別添図面のとおり		
関係書類等の縦覧場所		

注 個人が申請する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

次に掲げる書類及び図面のうち添付してある書類及び図面について、○印を付すること。

- 1 住民票の写し（申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書）
- 2 申請者が条例第11条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 3 申請者が条例第11条第1項第1号カに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
- 4 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
- 5 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいる場合にあっては、これらの者の住民票の写し
- 6 申請者に規則第4条の3に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
- 7 特定事業場の位置図及び付近の見取図
- 8 特定事業場の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。）
- 9 特定事業区域の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。）
- 10 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- 11 特定事業区域の土地の公図の写し
- 12 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては特定事業区域の表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに採取した試料ごとの検査試料採取調査及び地質分析(濃度)結果証明書
- 13 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合にあっては、その構造図
- 14 現場責任者であることを証する書面
- 15 特定事業（一時的積）区域内土地使用同意書又は特定事業（小規模一時的積）区域内土地使用同意書、特定事業場（特定事業区域を除く。）内土地利用同意書及び特定事業区域内施工同意書
- 16 特定事業説明会等実施状況報告書
- 17 特定事業区域の土地の実測図
- 18 特定事業場の土地の実測図
- 19 土砂等の搬入・搬出経路図
- 20 その他市長が必要と認める書類及び図面（ ）

千葉市収入証紙貼付欄(消印しないこと。)

申請者が条例第11条第1項第1号カに規定する未成年者である場合

法定代理人

(個人である場合)

(ふりがな)氏名	生年月日	性別	住 所
		男・女	

(法人である場合)

(ふりがな)名称	主たる事務所の所在地

役員

(ふりがな)氏名	生年月日	性別	住 所
	役職名・呼称	男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

規則第4条の3に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな)氏名	生年月日	性別	住 所
	役職名・呼称	男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められるものを含む。

申請者が個人である場合

申請者

(ふりがな)氏名	生年月日	性別	住 所
		男・女	

規則第4条の3に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな)氏名	生年月日	性別	住 所
	役職名・呼称	男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

申請者が法人である場合

申請者				
(ふりがな) 氏名		主たる事務所の所在地		
役員				
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	性別	住所	
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(株主又は出資をしている者がある場合)				
発行済株式の総数		株		出資の額
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	保有する株式の数 又は出資の金額 割合	住所
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
規則第4条の3に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)				
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	性別	住所	
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		

- 注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

別紙1 特定事業場及び特定事業区域地番一覧 No.

1) 特定事業区域

土地の表示		地目		面積		所有者		所有権以外の権利等を有する者の住所、氏名		所有者以外の権利の種類
町名	地番	地目(公簿)	現況	地積(公簿)	実測	氏名	住所	氏名	住所	
				m ²	m ²					
				m ²	m ²					
				m ²	m ²					
				m ²	m ²					
				m ²	m ²					
				m ²	m ²					
				m ²	m ²					
合計	筆			m ²	m ²					

2) 特定事業場(特定事業区域を除く。)

土地の表示		地目		面積		所有者		備考	
町名	地番	地目(公簿)	現況	地積(公簿)	実測	氏名	住所		
				m ²	m ²				
				m ²	m ²				
				m ²	m ²				
				m ²	m ²				
				m ²	m ²				
				m ²	m ²				
				m ²	m ²				
合計	筆			m ²	m ²				

別紙2 特定事業(一時的積特定事業)に使用される土砂等の搬入計画に関する事項

発生場所・発元事業者名	搬入計画等		搬入計画等		搬入土砂等の区分	搬出計画等		備考
	予定量 m ³	最大日量 m ³ /日	搬入期間	搬入時間		予定量 m ³	日平均量 m ³ /日	
			5	5				
			5	5				
			5	5				
			5	5				
			5	5				

注 搬入土砂等の区分の欄には、「建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成30年建設省令第19号)」別表第一の区分に記載すること。

(表)

特 定 事 業 届 出 書

年 月 日

(あて先)千葉市長

届 出 者
住 所
氏 名

(法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
担当者名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス

千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第10条第4項の規定により、特定事業を施工するので、関係書類及び図面を添えて次のとおり届け出ます。

特定事業区域の位置及び面積	千葉市 区 町 番地(他 筆) (地番一覧・・・別紙1のとおり)	・特定事業区域の面積 (実測) m ² ・特定事業場の面積 (実測) m ²
現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置・・・別添図面のとおり		
現場責任者の氏名及び職名		
特定事区域の表土の地質の状況・・・別添のとおり		
特定事業に使用される土砂等の量及び特定事業の期間	土砂等の量 m ³ 年 月 日	年 月 日
特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造・・・別添図面のとおり		
特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項・・・別紙2のとおり		
法定代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		
特定事業に供する施設及び特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造・・・別添図面のとおり		
特定事業の目的	1 埋立て	2 盛土
特定事業が条例第9条第1項第3号の規定により法令等に基づく許認可等要する行為に係る当該法令等の題名		
関係書類等の縦覧場所		

注 個人が届出者の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

(裏)

添付書類	1 特定事業場の位置図及び付近の見取図 2 特定事業場の平面図及び断面図(特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。) 3 特定事業区域の平面図及び断面図(特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。) 4 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに試料ごとの検査試料採取調査及び地質分析(濃度)結果証明書 5 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 6 特定事業区域の土地の実測図 7 特定事業が別表第4に掲げる行為に該当することを証する書面 8 その他()
------	---

別紙1 特定事業場及び特定事業区域地番一覧 No.

1) 特定事業区域

土地の表示		地 目		面 積		所 有 者		所有権以外の権利等を有する者の住所、氏名		所有者以外の種類の種類
町名	地番	地目(公簿)	現況	地積(公簿)	実測	氏名	住所	氏名	住所	
				m ²	m ²					
				m ²	m ²					
				m ²	m ²					
				m ²	m ²					
				m ²	m ²					
				m ²	m ²					
				m ²	m ²					
				m ²	m ²					
合計	筆			m ²	m ²					

2) 特定事業場(特定事業区域を除く。)


土地の表示		地 目		面 積		所 有 者		備 考
町名	地番	地目(公簿)	現況	地積(公簿)	実測	氏名	住所	
				m ²	m ²			
				m ²	m ²			
				m ²	m ²			
				m ²	m ²			
				m ²	m ²			
				m ²	m ²			
				m ²	m ²			
合計	筆			m ²	m ²			

別紙2 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項

発生場所・発生元事業者名	搬 入 計 画 等					備 考
	予定量 m ³	最大日量 m ³ /日	搬入期間	搬入時間	搬入土砂等の区分	
			5	5		
			5	5		
			5	5		
			5	5		
			5	5		


注 搬入土砂等の区分の欄には、「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成30年建設省令第19号)別表第一の区分を記載すること。

様式第7号(第6条)

千葉市指令 第 号	
特定事業許可(不許可)決定通知書	
様	
年 月 日付けで申請のあった特定事業(一時たい積特定事業)については、下記のとおり許可(不許可と)します。	
年 月 日	
千葉市長 	
記	
許可の内容	
特定事業区域の位置	
特定事業区域の面積	
特定事業場の面積	
許可の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
許可の条件	
不許可の理由	
審査請求等について	
1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。	
2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。	

様式第7号の2(第7条)
(平成29規則7・全改)

様式第7号の2(第7条)

受 理 書	
年 月 日	
様	
年 月 日付けの届出書を下記のとおり受理しました。	
千葉市長 	
記	
届出の内容	
届出の根拠	千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第9条第2項(第12条第8項、第20条の3第5項)
受理の年月日及び番号	
特定事業区域の位置	
特定事業区域の面積	
特定事業場の面積	
特定事業の期間	
その他	

様式第8号(第8条第2項)
(平成29規則7・全改)

特 定 事 業 変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

（あて先）千葉市長

申 請 者
住 所
氏 名

（法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

担当者名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス

年 月 日付け千葉市指令 第 号で許可を受けた事項について変更したいので、千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第12条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

	変 更 後	変 更 前
変更する事項の内容		
変更の理由		

注 個人が申請する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

次に掲げる書類及び図面のうち添付してある書類及び図面について、○印を付すること。

添 付 書 類

- 1 住民票の写し（申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書）
- 2 申請者が条例第11条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 3 申請者が条例第11条第1項第1号カに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
- 4 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
- 5 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときにあっては、これらの者の住民票の写し
- 6 申請者に規則第4条の3に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
- 7 特定事業場の位置図及び付近の見取図
- 8 特定事業場の平面図及び断面図（埋立て等の施工の前後の構造が確認できるものに限る。ただし、一時たい積特定事業の場合にあっては、土砂等のたい積が最大となった場合のたい積の構造が確認できるものに限る。）
- 9 特定事業区域の平面図及び断面図（埋立て等の施工の前後の構造が確認できるものに限る。ただし、一時たい積特定事業の場合にあっては、土砂等のたい積が最大となった場合のたい積の構造が確認できるものに限る。）
- 10 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- 11 特定事業区域の土地の公図の写し
- 12 特定事業区域に係る表土の地質検査を行った地点の位置図及び現場写真並びに試料ごとの検査試料採取調査及び地質分析（濃度）結果証明書
- 13 一時たい積特定事業で表土と土砂等が遮断される構造の場合にあっては、その構造図
- 14 特定事業に使用される土砂等の量の計算書
- 15 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面
- 16 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図
- 17 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- 18 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した特定事業施工計画書
- 19 特定事業区域内土地使用同意書又は特定事業区域内（小規模）土地使用同意書（一時たい積特定事業の場合にあっては、特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書又は特定事業（小規模一時たい積）区域内土地使用同意書）、特定事業場（特定事業区域を除く。）内土地利用同意書及び特定事業区域内施工同意書
- 20 特定事業説明会等実施状況報告書
- 21 特定事業区域の土地の実測図
- 22 特定事業場の土地の実測図
- 23 土砂等の搬入又は搬入・搬出経路図
- 24 その他市長が必要と認める書類及び図面（ ）

千葉市収入証紙貼付欄（消印しないこと。）

申請者が条例第12条第7項において準用する条例第11条第1項第1号カに規定する未成年者である場合

法定代理人

（個人である場合）

（ふりがな）氏名	生年月日	性別	住 所
		男・女	

（法人である場合）

（ふりがな）名称	主たる事務所の所在地

役員

（ふりがな）氏名	生年月日 役職名・呼称	性別	住 所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

規則第4条の3に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

（ふりがな）氏名	生年月日 役職名・呼称	性別	住 所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

申請者が個人である場合

申請者

（ふりがな）氏名	生年月日	性別	住 所
		男・女	

規則第4条の3に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

（ふりがな）氏名	生年月日 役職名・呼称	性別	住 所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

申請者が法人である場合

申請者				
(ふりがな) 名称		主たる事務所の所在地		
役員				
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	性別	住所	
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(株主又は出資をしている者がある場合)				
発行済株式の総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	保有する株式の数 又は出資の金額 割合	住所
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
規則第4条の3に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)				
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	性別	住所	
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		

- 注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

様式第9号(第8条第4項)
(平成15規則69・全改、平成17規則27・平成28規則26・一部改正)

様式第9号(第8条第4項)

千葉市指令 第 号	
特定事業変更許可(不許可)決定通知書	
様	
年 月 日付けで申請のあった特定事業(一時たい積特定事業)については、下記のとおり許可(不許可)とします。	
年 月 日	
千葉市長 印	
記	
許可の内容	
特定事業区域の位置	
特定事業区域の面積	
特定事業場の面積	
許可の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
許可の条件	
不許可の理由	
審査請求等について	
1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。	
2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。	

様式第9号の2(第8条第5項)
(平成22規則57・追加、平成29規則7・一部改正)

様式第9号の2 (第8条第5項)

(表)

特 定 事 業 変 更 届 出 書

年 月 日

(あて先)千葉市長

届 出 者
住 所
氏 名

㊟

(法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

担当者名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス

㊟

年 月 日付け 千 第 号で受理された事項について変更したいので、千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第12条第8項の規定により、関係書類及び図面を添えて次のとおり届け出ます。

	変 更 後	変 更 前
変更する事項の 内 容		
変更の理由		

注 個人が届出者の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

(裏)

添 付 書 類	<p>次に掲げる書類及び図面のうち添付してある書類及び図面について、○印を付すること。</p> <p>1 特定事業場の位置図及び付近の見取図</p> <p>2 特定事業場の平面図及び断面図(埋立て等の施工の前後の構造が確認できるものに限る。ただし、一時たい積特定事業の場合にあっては、土砂等のたい積が最大となった場合のたい積の構造が確認できるものに限る。)</p> <p>3 特定事業区域の平面図及び断面図(埋立て等の施工の前後の構造が確認できるものに限る。ただし、一時たい積特定事業の場合にあっては、土砂等のたい積が最大となった場合のたい積の構造が確認できるものに限る。)</p> <p>4 特定事業区域に係る表土の地質検査を行った地点の位置図及び現場写真並びに試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書</p> <p>5 一時たい積特定事業で表土と土砂等が遮断される構造の場合にあっては、その構造図</p> <p>6 特定事業に使用される土砂等の量の計算書</p> <p>7 特定事業区域の土地の実測図</p> <p>8 特定事業が別表第4に掲げる行為に該当することを証する書面</p> <p>9 その他()</p>
------------------	--

様式第10号(第8条第7項)
(平成29規則7・全改)

様式第10号 (第8条第7項)

特 定 事 業 軽 微 変 更 届 出 書

年 月 日

(あて先)千葉市長

届 出 者
住 所
氏 名

㊟

(法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

担当者名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス

㊟

年 月 日付け 千 第 号で許可を受けた(届出をした)事項について、軽微な変更をしたので、千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第12条第11項及び第12項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 特定事業区域の位置：
2 許可(届出)の期間： 年 月 日～ 年 月 日
3 軽微な変更の内容

	変 更 後	変 更 前
住 所 (所 在 地)		
氏 名 (名 称)		
法 人 の 代 表 者		
法定代理人の氏名又は名称、住所若しくは法人にあっては代表者の氏名		
現場事務所の位置		
現場責任者の氏名及び職名		
特定事業に使用される土砂等の量(一時たい積特定事業の場合は搬入、搬出の予定量)		
特定事業に使用される土砂等の搬入計画		
排水測定施設の位置		
特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として設けた施設等の構造		
特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するための措置		
関係書類等の縦覧場所		
変更の理由		

注 1 個人が届出者の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
2 住所又は氏名の変更の場合にあっては住民票の写し又は戸籍の個人事項証明書若しくは戸籍の抄本を、法人の所在地、名称又は代表者の変更の場合にあっては法人の登記事項証明書を添付すること。
3 土地所有者への通知書及び許可書の写し並びに位置図及び付近の見取図を添付すること。
4 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票(法定代理人が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)の写しを添付すること。
5 その他市長が必要と認める書類又は図面を添付すること。

様式第10号の2(第8条第7項)
(平成29規則7・全改)

特定事業軽微変更通知書

年 月 日

土地所有者 様

事業者
住 所
氏 名 ㊟
(法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
担当者名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス @

年 月 日付け 千 第 号で許可を受けた(届出をした)事項について、軽微な変更をしたので、千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第12条第11項及び第12項の規定により、次のとおり通知します。

	変更後	変更前
住 所 (所在地)		
氏 名 (名称)		
法人の代表者		
法定代理人の氏名又は名称、住所若しくは法人にあつては代表者の氏名		
現場事務所の位置		
現場責任者の氏名及び職名		
特定事業に使用される土砂等の量(一時的に積特定事業の場合は搬入、搬出の予定量)		
特定事業に使用される土砂等の搬入計画		
排水測定施設の位置		
特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として設けた施設等の構造		
特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するための措置		
関係書類等の縦覧場所		
変更の理由		

注 事業者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

特定事業着手届出書

年 月 日

(あて先)千葉市長

届出者
住 所
氏 名 ㊟
(法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
担当者名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス @

土砂等の埋立て等に着手したので、千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第13条の2の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可(届出)の内容	特定事業の許可(届出)： 年 月 日 千 第 号 許可(届出)の期間： 年 月 日～ 年 月 日 特定事業区域の位置：
着手年月日	年 月 日
土砂等搬入届出書の提出年月日	年 月 日

注 個人が届出者の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

様式第11号(第10条第1項)

土 砂 等 搬 入 届 出 書

年 月 日

(あて先)千葉市長

届 出 者
住 所
氏 名 ㊟
(法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
担当者名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス ㊟

特定事業区域に土砂等を搬入したいので、千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第14条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 特定事業の許可(届出)の内容

特定事業の許可(届出): 年 月 日 千 第 号

許可(届出)の期間: 年 月 日 ~ 年 月 日

特定事業区域の位置:

2 土砂等の発生場所並びに発生元事業者名及び連絡先

発 生 場 所:

発生元事業者名: 電話番号

3 地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の発生場所の平面図及び土砂等の発生場所の現場写真.....別添のとおり

4 土砂等の発生場所の工事名等

5 土砂等の搬入予定量 m^3 うち今回の搬入量 m^3

6 土砂等の搬入期間 年 月 日 ~ 年 月 日

7 土砂等の運搬事業者名(すべて記載のこと。)

注 個人が届出者の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

様式第12号(第10条第2項)
(平成29規則7・全改)

様式第12号(第10条第2項)

土 砂 等 発 生 元 証 明 書

年 月 日

特定事業者 様

発生元事業者
住 所
事業者名
代表者又は現場責任者 ㊟
電話番号

次のとおり搬出する土砂等が次の工事現場から発生し、又は採取された土砂等であることを証明します。
なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

発 生 元 工 事 名	
発 生 元 工 事 施 工 場 所	
発 生 元 工 事 発 注 者	
発 生 元 工 事 施 工 期 間	
発生元工事に係る土砂等発生総量	m^3 (うち搬出契約量 m^3)
今回の証明に係る土砂等の量	m^3 (5,000 m^3 以内)
発生土砂等の地質分析(濃度)結果証明書の有無	有・無 別紙のとおり
発 生 土 砂 等 の 区 分	
発生土砂等運搬契約者名	住所 氏名 住所 氏名 住所 氏名 住所 氏名
発生土砂等埋立事業者名	(一時的積特定事業場) 住所 氏名 (埋立て等の事業場) 住所 氏名

注 1 発生元事業者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
2 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。

様式第12号の2(第10条第5項)
(平成29規則7・全改)

様式第12号の2 (第10条第5項)

土 砂 等 売 渡 ・ 譲 渡 証 明 書

年 月 日

特定事業者
様

売渡・譲渡元事業者
住 所
事業者名
代 表 者
電話番号

①

特定事業者が千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づき特定事業の許可を受けた(届出をした)区域に搬入する土砂等については、現在、岩石、砂利又は土の採取計画の認可等を受けている下記の採取場から採取された土砂等であることに相違ありません。

記

認 可 採 取 場 所 在 地	
採 取 計 画 認 可 番 号	
認 可 期 間	
認 可 採 取 量	m ³
特 定 事 業 区 域 所 在 地	
売 渡 し 又 は 譲 渡 し の 土 量	m ³
売 渡 し 又 は 譲 渡 し の 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
売 渡 し 又 は 譲 渡 し 土 砂 の 運 搬 契 約 者 名	住所 氏名 住所 氏名 住所 氏名

注 売渡・譲渡元事業者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

様式第12号の3(第10条の2第1項)
(平成15規則69・追加、平成22規則57・一部改正)

様式第12号の3(第10条の2第1項)

土 砂 等 管 理 台 帳

特定事業者名	特定事業許可(届出受理)番号	千 第 号	
特定事業区域の位置	他 筆	許可(届出の事業)の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
特定事業区域の面積	m ²	使用する土砂等の量	m ³
現場責任者職氏名	連絡先電話番号		

(年 月 分)

発生元事業者名及び住所	発生元工事施工場所	発生元工事現場責任者氏名	
発生元工事の工事名	搬入土砂等の区分	発生元工事施工期間	年 月 日 ~ 年 月 日
土砂等搬入契約量	m ³	土砂等搬入期間	年 月 日 ~ 年 月 日

日 付	搬入量 (m ³)	発生場所から特定事業場への運搬手段(該当項目すべてに○印を記入)				摘 要
		陸上輸送		海上輸送		
		発生場所からの直送	一時的たい積場を経由	積込地()	積卸地()	
		市外たい積場 ()	市内たい積場 ()	積込地()	積卸地()	海上輸送前後は陸上輸送となる。
前月までの累計						
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
計 (残)						
累計						

注

- この土砂等管理台帳は、発生場所ごとに作成し、土砂等の搬入過程を1日ごとに記入すること。
- 年度ごとに閉鎖すること。
- 摘要の欄には、船名及び土砂等搬入届年月日等を記入すること。
- 搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第11に規定する区分を記載すること。

様式第12号の4(第10条の2第3項)
(平成15規則69・追加、平成22規則57・一部改正)

様式第12号の4(第10条の2第3項)

土砂等管理台帳(一時たい積特定事業用)											
特定事業者名	他筆	特定事業許可(届出受理)番号	千	第	号						
特定事業区域の位置	使用する土砂等の		年	月	日	～	年	月	日		
特定事業区域の面積	m ²	搬入量・搬出量	年間の搬入予定量	m ³	1日平均	m ³					
現場責任者職氏名	連絡先電話番号										
発生元事業者名及び住所	発生元工事施工場所		発生元工事現場責任者氏名								
発生元工事の工事名	搬入土砂等の区分		発生元工事施工期間		年	月	日	～	年	月	日
土砂等搬入契約量	m ³	土砂等搬入期間	年	月	日	～	年	月	日	土砂等運搬契約者名	

日付	搬入量(m ³)	搬入に係る運搬手段 (該当項目すべてに○印を記入)		特定事業等への搬出				摘要
		陸上輸送	海上輸送	搬出先	搬出先	搬出先	合計	
		一時たい積地() ↓ 積卸地() 海上輸送前後は陸上輸送となる。						
前月までの累計								残()
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
計(残)								残()
累計								

注
 1 この土砂等管理台帳は、発生場所ごとに作成し、土砂等の搬入過程を1日ごとに記入すること。
 2 年度ごとに閉鎖すること。
 3 摘要の欄には、船名及び土砂等搬入届年月日等を記入すること。
 4 搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。

様式第13号(第11条第1項)
(平成29規則7・全改)

様式第13号(第11条第1項)

特 定 事 業 状 況 報 告 書			
		年 月 日	
(あて先)千葉市長			
報告者		住所	
氏名		氏名	
(法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)			
担当者名		連絡先電話番号	
連絡先電子メールアドレス		連絡先電子メールアドレス	
千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第15条第3項の規定により、特定事業の状況を次のとおり報告します。			
特定事業の許可(届出)	年	月	日 千 第 号
特定事業区域の面積	m ² (うち実施済面積 m ²)		
特定事業に使用される土砂等の量	m ³ (うち実施済量 m ³)		
今回の報告に係る期間	年	月	日 ～ 年 月 日
発生場所・工事名等	搬入予定量m ³	前回累計量m ³	今回報告量m ³
			累計量m ³
			備考
合 計			
地域別搬入量			
	土砂等の発生場所		
地 区	千葉市内	千葉県内(千葉市を除く)	千葉県外
前回累計	m ³	m ³	m ³
今 回	m ³	m ³	m ³

様式第14号(第11条第2項)
(平成29規則7・全改)

様式第14号(第11条第2項)

特定事業(一時たい積特定事業)状況報告書

年 月 日

(あて先)千葉市長

報告者
 住 所
 氏 名 ㊟
 (法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地
 及び名称並びに代表者の氏名)
 担当者名
 連絡先電話番号
 連絡先電子メールアドレス @

千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第15条第3項の規定により、特定事業の状況を次のとおり報告します。

特定事業の許可(届出)	年 月 日 千 第 号				
発生場所・工事名等	前回までの 処分残量m ³	月 日～ 月 日		たい積場所 区分の有無	備 考
		搬入量m ³	搬出量m ³		

注 報告者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

様式第15号(第14条第1項及び第2項)
(平成29規則7・全改)

様式第15号(第14条第1項及び第2項)

特 定 事 業 地 質 等 検 査 報 告 書

年 月 日

(あて先)千葉市長

報告者
 住 所
 氏 名 ㊟
 (法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地
 及び名称並びに代表者の氏名)
 担当者名
 連絡先電話番号
 連絡先電子メールアドレス @

千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第16条第1項の規定により、地質等の検査結果を次のとおり報告します。

特定事業の許可(届出)	年 月 日 千 第 号			
土砂等及び排水の採取場所	別添図面及び現場写真のとおり			
地質分析(濃度)結果証明書	別添のとおり			
排水汚染状況測定(濃度)結果証明書	別添のとおり			

注 報告者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

様式第16号(第14条第1項第3号及び第2項)
(平成29規則7・全改)

様式第16号(第14条第1項第3号及び第2項)

排水汚染状況測定(濃度)結果証明書			
		年 月 日	
様	発行番号		
	分析機関名		
	代表者		㊟
	所在地		
	電話番号		
	計量証明事業者の登録番号		
	環境計量士		
年 月 日に依頼のあった検体の計量結果を次のとおり証明します。(検体区分)			
項目	単位	測定値	測定方法
カドミウム	mg/l		
全シアン	mg/l		
有機燐	mg/l		
鉛	mg/l		
六価クロム	mg/l		
砒素	mg/l		
総水銀	mg/l		
アルキル水銀	mg/l		
ポリ塩化ビフェニル	mg/l		
ジクロロメタン	mg/l		
四塩化炭素	mg/l		
1,2-ジクロロエタン	mg/l		
1,1-ジクロロエチレン	mg/l		
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		
トリクロロエチレン	mg/l		
テトラクロロエチレン	mg/l		
1,3-ジクロロプロペン	mg/l		
チウラム	mg/l		
シマジン	mg/l		
チオベンカルブ	mg/l		
ベンゼン	mg/l		
セレン	mg/l		
ふっ素	mg/l		
ほう素	mg/l		
1,4-ジオキサン	mg/l		
銅	mg/l		
浮遊物質量	mg/l		
水素イオン濃度	-	-	
備 考	計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地；		

注：1 環境計量士が手書きしない場合は、記名押印してください。
 2 各項目の測定方法は、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)」に掲げる方法とする。ただし、複数の方法が掲げられている項目は、そのうち一つの方法を選択すること。
 3 実施した測定方法とその定量下限値をそれぞれの欄に明記すること。

様式第17号(第15条第1項)
(平成15規則69・全改、平成22規則57・一部改正)

様式第17号(第15条第1項)

← 120センチメートル →		
土砂等の埋立て等に関する標識		
事業の許可(届出)	年 月 日 千葉県指令 第 号	
事業の目的		
事業区域の所在地		
事業者の住所、氏名、連絡先	住所(所在地)	
	氏名(名称)	
	連絡先	
事業の許可(届出)期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
事業場及び事業区域の面積	事業場面積： 事業区域面積：	事業場及び事業区域の見取図
土砂等の発生場所及び搬入予定量(一時的に積特定事業の場合は、土砂等の年間の搬入及び、搬出予定量)		
現場責任者の氏名及び職名		
↑ 50センチメートル以上 ↓		↑ 80センチメートル ↓

様式第18号(第16条)
(平成15規則69・全改、平成22規則57・平成29規則7・一部改正)

様式第19号(第17条第3項)

特 定 事 業 完 了 届 出 書

年 月 日

(あて先)千葉市長

届 出 者
住 所
氏 名

㊟

(法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)

担当者名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス

㊟

特定事業が完了したので、千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第20条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

特 定 事 業 の 許 可 (届 出) の 内 容	特定事業の許可(届出)： 年 月 日 千 第 号 許可(届出)の期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 特定事業区域の位置：
特 定 事 業 の 完 了 期 日	完了期日 年 月 日
完 了 し た 特 定 事 業 区 域 の 構 造	別添図面のとおり

注 個人が届出者の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

様式第19号の2(第17条第4項)
(平成29規則7・全改)

様式第19号の2(第17条第4項)

千 第 号

特 定 事 業 完 了 検 査 結 果 通 知 書

様

年 月 日

千葉市長 ㊟

年 月 日付けで届出のありました特定事業完了届出書に係る特定事業については、確認の結果、許可(届出)内容に適合していると認められるので(許可内容に適合していないので)、千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第20条第4項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 特 定 事 業 区 域 の 位 置 千葉市 区 町 番地 (他 筆)

2 許 可 (届 出) 年 月 日 年 月 日

3 許 可 (届 出) 番 号 千 第 号

4 特 定 事 業 完 了 年 月 日 年 月 日
(災害発生防止上必要な措置)

5 特 定 事 業 完 了 確 認 年 月 日 年 月 日
(措置期限及び措置結果報告)

様式第19号の3(第17条の2第1項)
(平成15規則69・追加、平成22規則57・平成29規則7・一部改正)

千 第 号

特定事業終了検査結果通知書

様

年 月 日

千葉市長



年 月 日付けで届出のありました特定事業終了届出書に係る特定事業については、確認の結果、千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第20条の2第1項に規定する措置が講じられていると認められましたので（講じられていないので）、同条例第20条の2第4項の規定により、下記のとおり通知します。（下記のとおり措置を講ずるよう通知します。）

記

- 1 特定事業区域の位置 千葉市 区 町 番地 (他 筆)
- 2 許可（届出）年月日 年 月 日
- 3 許可（届出）番号 千 第 号
- 4 特定事業終了年月日 (災害発生防止上必要な措置) 年 月 日
- 5 特定事業終了確認年月日 (措置期限及び措置結果報告) 年 月 日

特 定 事 業 譲 受 け 許 可 申 請 書

年 月 日

(あて先)千葉市長

申 請 者
住 所
氏 名

(法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
担当者名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス

千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第20条の3第2項の規定により、特定事業の全部の譲受けの許可を受けたいので、次のとおり申請します。

特定事業の許可の内容	特定事業の許可： 年 月 日 千葉市指令 第 号 許可の期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 特定事業区域の位置：
譲受けの相手方の氏名及び住所	住 所 氏 名 (法人の場合にあっては、主たる事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
現場責任者の氏名及び職名	
法定代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
譲 受 け の 理 由	

注 個人が申請する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

次に掲げる書類及び図面のうち添付してある書類及び図面について、○印を付すること。

添付書類	1 住民票の写し（申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書） 2 申請者が条例第20条の3第7項において準用する条例第11条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面 3 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書及び役員の住民票の写し） 4 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し 5 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し 6 申請者に規則第4条の3に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し 7 特定事業場の位置図及び付近の見取図 8 現場責任者であることを証する書面 9 特定事業説明会等実施状況報告書 10 その他市長が必要と認める書類（ ）
------	---

千葉市収入証紙貼付欄（消印しないこと。）

申請者が条例第20条の3第7項において準用する条例第11条第1項第1号カに規定する未成年者である場合

法定代理人

(個人である場合)

(ふりがな)氏名	生年月日	性別	住 所
		男・女	

(法人である場合)

(ふりがな)名称	主たる事務所の所在地

役員

(ふりがな)氏名	生年月日	性別	住 所
	役職名・呼称	男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

規則第4条の3に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな)氏名	生年月日	性別	住 所
	役職名・呼称	男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

申請者が個人である場合

申請者

(ふりがな)氏名	生年月日	性別	住 所
		男・女	

規則第4条の3に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな)氏名	生年月日	性別	住 所
	役職名・呼称	男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

申請者が法人である場合

申請者				
(ふりがな) 氏名		主たる事務所の所在地		
役員				
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	性別	住所	
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(株主又は出資をしている者がある場合)				
発行済株式の総数	株	出資の額		
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	保有する株式の数 又は出資の金額 割合	住所
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
規則第4条の3に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)				
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	性別	住所	
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

様式第19号の7(第17条の3第4項)
(平成29規則7・全改)

様式第19号の7(第17条の3第4項)

特 定 事 業 譲 受 け 届 出 書

年 月 日

(あて先)千葉市長


届出者
住 所
氏 名 ㊟
(法人の場合にあっては、主たる事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
担当者名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス ㊟

千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第20条の3第4項の規定により、特定事業の全部を譲り受けたいので、次のとおり届け出します。

特定事業の届出の内容	特定事業の届出： 年 月 日 千 第 届出の期間： 年 月 日 ~ 年 月 日 特定事業区域の位置：
譲受けの相手方の氏名及び住所	住 所 氏 名 (法人の場合にあっては、主たる事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
現場責任者の氏名及び職名	
法定代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
譲受けの理由	

注 1 個人が届出者の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
2 特定事業場の位置図及び付近の見取図を添付すること。
3 その他市長が必要と認める書類を添付すること。

様式第19号の8(第18条)
(平成15規則69・追加、平成17規則27・一部改正、平成22規則57・旧様式第19号の7繰下・一部改正、平成28規則26・一部改正)

千葉市指令 第 号		
特定事業譲受け許可(不許可)決定通知書		
様		
年 月 日付で申請のあった特定事業(一時たい積特定事業)については、下記のとおり許可(不許可)とします。		
年 月 日		
千葉市長 		
記		
許可の内容		
地位を承継する許可の番号等	許可年月日及び許可番号	年 月 日 千葉市指令 第 号
	許可の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	特定事業区域の位置	
従前の許可を受けた者の氏名等	住所 氏名 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)	
許可の条件		
不許可の理由		
審査請求等について		
1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。		
2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。		

特 定 事 業 相 続 等 届 出 書

年 月 日

(あて先)千葉市長

届 出 者
住 所
氏 名 ㊟
(法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)
担当者名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス ㊟

千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第9条第1項の許可を受けた者(第2項の届出をした者)の地位を承継したので、同条例第21条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可(届出)の内容	特定事業の許可(届出)： 年 月 日 千 第 号 許可(届出)の期間： 年 月 日～ 年 月 日 特定事業区域の位置：
承継前の事業者	住 所 氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
承継年月日	年 月 日
現場責任者の氏名及び職名	
法定代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
承継の理由	

注 個人が届出者の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

次に掲げる書類及び図面のうち添付してある書類及び図面について、○印を付すること。

添
付
書
類

- 1 承継を証する書面
- 2 届出者の住民票の写し(届出者が法人である場合にあっては、登記事項証明書)
- 3 届出者が条例第11条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 4 届出者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書及び役員の住民票の写し)
- 5 届出者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
- 6 届出者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し
- 7 届出者に規則第4条の3に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
- 8 現場責任者であることを証する書面

届出者が条例第11条第1項第1号カに規定する未成年者である場合

法定代理人

(個人である場合)

(ふりがな)氏名	生年月日	性別	住 所
		男・女	

(法人である場合)

(ふりがな)名称	主たる事務所の所在地

役員

(ふりがな)氏名	生年月日	性別	住 所
	役職名・呼称	男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

規則第4条の3に規定する使用人(届出者に当該使用人がある場合)

(ふりがな)氏名	生年月日	性別	住 所
	役職名・呼称	男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者(役員、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められるもの)を含む。

届出者が個人である場合

届出者

(ふりがな)氏名	生年月日	性別	住 所
		男・女	

規則第4条の3に規定する使用人(届出者に当該使用人がある場合)

(ふりがな)氏名	生年月日	性別	住 所
	役職名・呼称	男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

届出者が法人である場合

届出者				
(ふりがな) 氏名		主たる事務所の所在地		
役員				
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	性別	住 所	
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(株主又は出資をしている者がある場合)				
発行済株式の総数	株	出資の額		
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	保有する株式の数又は出資の金額 割合	住 所
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
規則第4条の3に規定する使用人(届出者に当該使用人がある場合)				
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	性別	住 所	
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

様式第20号の2(第18条の2第1項)
(平成29規則7・全改)

様式第20号の2(第18条の2第1項)

特 定 事 業 相 続 等 通 知 書

年 月 日

土地所有者 様

承 継 者
住 所
氏 名 ㊟
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
担当者名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス ㊟

年 月 日付け千葉市指令 第 号で許可を受けた特定事業について、当該許可を受けた者の地位を承継したので、千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第21条第2項の規定により、通知します。

記

1 承継前の事業者
住 所 (所 在 地) :
氏 名 (名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名) :

2 承 継 年 月 日
年 月 日

3 承 継 の 理 由

注 承継者が手書きしない場合は、記名押印してください。

様式第21号(第19条)
(平成17規則9・平成22規則57・一部改正)

